

○ 平成二十八年総務省告示第四百号（電気通信事業法第十二条の二第四項第二号口の電気通信設備を指定する件）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの
一〇十（略）
別表

次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの
一〇十（略）
別表

単位指定区域	電気通信事業者
岐阜県	中部テレコミュニケーション株式会社
愛知県	中部テレコミュニケーション株式会社
（略）	（略）
和歌山県	株式会社ケイ・オペティコム
香川県	株式会社STNet
（略）	（略）

単位指定区域	電気通信事業者
（新設）	（新設）
愛知県	中部テレコミュニケーション株式会社
（略）	（略）
和歌山県	株式会社ケイ・オペティコム
徳島県	株式会社STNet
香川県	株式会社STNet
（略）	（略）